

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（農林水産省）

制 度 名	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長		
税 目	所得税・法人税（措法第 1 2 条、第 4 5 条、第 6 8 条の 2 7）		
要 望 の 内 容	過疎地域における製造業、旅館業及び情報通信技術利用事業（コールセンター）の事業に使用する機械や建物等（取得価額 2,000 万円超）を取得、建設等した場合に、その事業の初年度において、通常の償却に加えて行うことができる特別償却（機械及び装置 10/100、建物及びその附属設備 6/100）について、適用期間を2年延長する。	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	一百万円 （▲600 百万円の内数）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 昭和 45 年以来4次にわたる議員立法により制定された過疎地域自立促進特別措置法(以下、過疎法)に基づき、現行法では、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としている。 また、過疎地域自立促進のための対策目標の一つである、産業を振興し安定的な雇用を増大させるため、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有しており、その施策の一つとして特別償却が定められている。 過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられることから、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、所得水準の向上と、雇用の増大を図ることにより、過疎地域におけるコミュニティの維持・再生に資する。 (2) 施策の必要性 本特例の適用期間が延長されることにより、過疎地域において企業を誘致育成し、所得水準の向上と雇用機会の拡大を通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生及び過疎地域の自立促進を期するものである。 仮に本特例の適用期間が延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、過疎地域への企業進出に影響があるものと考えられる。 以上のようなことから、本特例は必要不可欠のものであり、適用期間を延長する必要がある。		
今回の要望に関	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○政策評価体系における位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農村の振興（産業、農村機能） 《施策分野》 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全 ○食料・農業・農村基本計画(平成 22 年3月 30 日閣議決定) 3. 農村の振興に関する施策 (4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全 ①農村コミュニティの維持・再生 「農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能

		が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の保安全管理上の問題が深刻化している。(中略)このような状況にかんがみ、(中略)農村コミュニティの維持・再生を図るため(中略)の取組を拡大することが求められている」 ○過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)第 3 条 「過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。 1 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。」 ○同法第 30 条 「過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業(情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置(製造の事業又は情報通信技術利用事業の用に供するものに限る。以下同じ。)並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。」 ○新成長戦略(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定) 第 3 章 7 つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 (4)観光立国・地域活性化戦略 ～地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生～ 「(前略)離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める」 ○「地域主権戦略大綱」(平成 22 年 6 月 22 日閣議決定) 「過疎地域について、これまでのハード事業に加え、地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト事業に対する支援措置を行い、国土を保全し、生産機能を守り、安心して暮らせる地域に再生すること」 ○「日本再生戦略」(平成 24 年 7 月 31 日閣議決定) 「離島・過疎地域等の条件不利地域支援について地域主権戦略の一環として課題の整理と解決」 ○「食」に関する将来ビジョン(平成 22 年 12 月 21 日決定) Ⅱ 政府一体で取り組む 10 の成長プロジェクトとそこから導かれる地域の将来ビジョン プロジェクト 4「交流」を軸とした農山漁村コミュニティの再生・地域活性化 「(前略)地域住民が主体となり、外部人材を含めた多様な者
--	--	--

			の参画による農山漁村コミュニティの再生や、新たな集落型ビジネスの創出等の取組による地域活性化を図る」 Ⅲ 今後取り組むべき施策の方向 プロジェクト1 地域資源を活用した6次産業化 (2)6次産業化に向けた研究開発および事業化の推進 「6次産業化に取り組む農林漁業者等に対して事業化に向けた新商品の開発・販路開拓、必要な施設整備等を支援」																																																									
		政 策 の 達成目標	過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっている。従って、計数的な指標で目標設定をすることは困難であるが、現状よりも状況が改善されることを達成目標とし、過疎地域における「工場立地件数」及び「雇用増加人員」を指標としたい。																																																									
		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間																																																									
		同上の期間中の達成目標	過疎地域における「工場立地件数」及び「雇用増加人員」の向上を図る。																																																									
		政策目標の達成状況	前回要望時の目標（過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制）の達成状況については、基準値である「H18 年度末～H20 年度末の年平均人口減少率 1.0%」と比較して、直近（平成 21 年度末～23 年度末）の年平均人口減少率は 1.10%である。 この要因として、条件不利地域である過疎地域における顕著な高齢化、乏しい就業機会等による若年層の流出等による地域活力の低下が考えられる。 なお、今回の要望に当たっては、本特例による効果を直接測定できる指標を設定することとし、上記達成目標に変更する。																																																									
	有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="3">適用者数(件)</th><th colspan="3">適用件数(件)</th></tr> <tr> <th>製造業</th><th>旅館業</th><th>コールセンター</th><th>製造業</th><th>旅館業</th><th>コールセンター</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21</td><td>42</td><td>2</td><td>0</td><td>354</td><td>6</td><td>0</td></tr> <tr> <td>H22</td><td>63</td><td>3</td><td>0</td><td>639</td><td>3</td><td>0</td></tr> <tr> <td>H23</td><td>47</td><td>0</td><td>0</td><td>436</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>H24(見込み)</td><td>50</td><td>2</td><td>—</td><td>476</td><td>3</td><td>—</td></tr> <tr> <td>H25(見込み)</td><td>53</td><td>2</td><td>—</td><td>517</td><td>2</td><td>—</td></tr> <tr> <td>H26(見込み)</td><td>50</td><td>1</td><td>—</td><td>476</td><td>2</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> ※ソフトウェア業は H21 まで。H22 よりコールセンター。 ※H24（見込み）については H21～23 の 3 年平均で算出。 H25（見込み）については H22～24（見込み）の 3 年平均で算出。 H26（見込み）については H23～25（見込み）の 3 年平均で算出。					適用者数(件)			適用件数(件)			製造業	旅館業	コールセンター	製造業	旅館業	コールセンター	H21	42	2	0	354	6	0	H22	63	3	0	639	3	0	H23	47	0	0	436	0	0	H24(見込み)	50	2	—	476	3	—	H25(見込み)	53	2	—	517	2	—	H26(見込み)	50	1	—	476	2
	適用者数(件)			適用件数(件)																																																								
	製造業	旅館業	コールセンター	製造業	旅館業	コールセンター																																																						
H21	42	2	0	354	6	0																																																						
H22	63	3	0	639	3	0																																																						
H23	47	0	0	436	0	0																																																						
H24(見込み)	50	2	—	476	3	—																																																						
H25(見込み)	53	2	—	517	2	—																																																						
H26(見込み)	50	1	—	476	2	—																																																						

		要望の措置の 効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置による効果測定については、進出した企業に対するアンケート結果から、企業進出を促すインセンティブになっている。これまでの特別償却の適用実績は、平成 21 年度 360 件、償却額 19 億円、平成 22 年度 642 件、償却額 51 億円、平成 23 年度 436 件、償却額 10 億円となっている。本特例の活用によって民間事業者の過疎地域への進出や設備投資が促され、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。
		当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	事業用資産の買換特例（過疎法第 29 条、租特法第 37 条第 1 項の表の第 5 号、同法第 37 条の 4、同法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 5 号、同法第 65 条の 9、同法第 68 条の 78、同法施行令第 25 条第 10 項第 2 号、同法施行令第 39 条の 7 第 4 項第 2 号）
		予算上の措置等 の要求内容及 び金額	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 6,778 百万円（H24 当初、国費） （定住や二地域間居住、都市との交流を促進し、農山漁村地域の活性化を図るため、各地域が実施する施設整備を中心とした事業に対する支援。）
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	予算上の措置は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うために支援するものである。 それに対して、本特例は、個々の民間事業者の過疎地域への進出や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。
	相当性	要望の措置 の妥当性	本特例は、民間事業者の初期投資の負担を軽減し、民間事業者に過疎地域への進出や設備投資を促すインセンティブを与えるための課税の繰り延べであり、過疎地域における民間事業者の進出や地域の産業振興を促進し、雇用の増大等を図る上での確かつ必要最小限の措置であると考えられる。 また、他の手段と比較した場合、 (1)補助金は、地方公共団体等が定住等の促進のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであり、民間事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものには馴染まないこと、 (2)融資は、償還期限内に返済することが必要であるなど制約があることから、本特例の方が誘導効果が高く、妥当である。 過疎地域に進出してきた企業の動機をみると、初期投資の負担が軽減される特別償却制度は、新規立地企業においては、企業進出を促すインセンティブとなり、進出先を決定した事例も見受けられる。このように過疎地域における企業立地が促進され、雇用の増加等を図る上での確かつ必要最小限の措置であると考えられる。 仮に本特例の適用期間が延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、過疎地域への企業進出に影響があるものと考えられることから、本特例は必要不可欠のものであり、適用期間を延長する必要がある。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">適用者数(件)</th><th colspan="3">特別償却実績額(百万円)</th><th rowspan="2">減収額(百万円)</th></tr><tr><th>製造業</th><th>旅館業</th><th>コールセンター</th><th>製造業</th><th>旅館業</th><th>コールセンター</th></tr><tr><td>H21</td><td>42</td><td>2</td><td>0</td><td>1,836</td><td>34</td><td>0</td><td>561</td></tr><tr><td>H22</td><td>63</td><td>3</td><td>0</td><td>5,112</td><td>26</td><td>0</td><td>1,541</td></tr><tr><td>H23</td><td>47</td><td>0</td><td>0</td><td>1,022</td><td>0</td><td>0</td><td>307</td></tr></table>		適用者数(件)			特別償却実績額(百万円)			減収額(百万円)	製造業	旅館業	コールセンター	製造業	旅館業	コールセンター	H21	42	2	0	1,836	34	0	561	H22	63	3	0	5,112	26	0	1,541	H23	47	0	0	1,022	0	0	307
				適用者数(件)			特別償却実績額(百万円)				減収額(百万円)																													
			製造業	旅館業	コールセンター	製造業	旅館業	コールセンター																																
		H21	42	2	0	1,836	34	0	561																															
		H22	63	3	0	5,112	26	0	1,541																															
H23	47	0	0	1,022	0	0	307																																	
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	※ソフトウェア業は H21 年度まで。H22 年度よりコールセンター。 近年の厳しい経済、雇用情勢の中で、本特例の活用によって工場の新設、機械の取得等が行われ、それに伴う雇用の確保も進んでいる。 これまでの実績では、雇用増加人員では、平成 21 年度 1,340 人、平成 22 年度 1,588 人、平成 23 年度（調査中）人となっている。 引き続き本特例の周知浸透と更なる活用により、民間事業者の過疎地域への進出や設備投資が促され、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。																																							
前回要望時の達成目標	過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制 (基準値：H18 年度末～H20 年度末の年平均人口減少率 1.0%)																																							
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	基準値である H18 年度末～H20 年度末の年平均人口減少率 1.0%と比較して、直近（平成 20 年度末～22 年度末）の年平均人口減少率は 0.98%となっており、人口減少の抑制に寄与している。 この要因として、条件不利地域である過疎地域における顕著な高齢化、乏しい就業機会等による若年層の流出等による地域活力の低下が考えられる。																																							
これまでの要望経緯	昭和 45 年創設 平成 2 年度：旅館業（ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業）の追加 （直近 12 年） 平成 12 年度：過疎地域自立促進特別措置法施行 適用期限の 5 年延長及び対象事業にソフトウェア業を追加 平成 17 年度：適用期限の 2 年延長 平成 19 年度：適用期限の 2 年延長 平成 21 年度：適用期限の 1 年延長 平成 22 年度：過疎地域自立促進特別措置法の拡充延長 適用期限の 1 年延長及び対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加 平成 23 年度：適用期限の 2 年延長																																							